

## 8 臨床栄養師研修における大学院履修科目互換認定細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師認定研修履修互換認定細則第2条に規定する認定講座及び臨床研修の一部に互換を認定する履修要件等について、大学院における履修科目を互換認定するための必要事項を定める。

(認定講座履修及び臨床研修における互換認定要件)

第2条 認定講座及び臨床研修の一部に履修科目の互換を認定するための要件は、次のとおりとする。

- ① 管理栄養士であって、日本健康・栄養システム学会の会員である大学院生及び大学院生であった者（以下「大学院生」という。）を対象とする。
- ② ①の大学院生は、臨床栄養師認定研修履修互換認定細則第2条の第1項、また第2条の第2項以下の各項に該当する場合は、認定講座及び臨床研修の時間数に互換することができる。
- ③ 第4条に定める臨床栄養師研修担当責任者が配置されている大学院の大学院生については、臨床栄養師研修委員会が承認した大学院での履修科目を認定講座の時間数に互換することができる。
- ④ ①の大学院生については、臨床栄養師研修委員会が指定した18時間の認定講座を受講し、臨床栄養師臨床研修実施細則に基づいて臨床栄養師研修施設において臨床研修を行う。

(履修互換認定)

第3条 学会は、前条第1項から第4項に該当する互換認定要件を満たしていると認められる者に対し、その旨を文書（様式第（履）-03号）にて通知するものとする。

(大学院臨床栄養師研修担当責任者)

第4条 認定講座についての履修互換の認定を得る場合には、在学中の大学院生にあつては大学院教員である臨床栄養師研修担当責任者、在学していない大学院生にあつては自らが申請を行う。

2. 大学院臨床栄養師研修担当責任者は学会員であつて、臨床栄養師研修大学院部会の委員である者とする。

3. 大学院臨床栄養師研修担当責任者は、臨床栄養師資格認定規則第2条に規定する臨床栄養師の定義及び3条に規定する臨床栄養師の資質について認識を深め、優れた臨床栄養師の育成に努めるものとする。

(認定講座履修互換認定)

第5条 大学院臨床栄養師研修担当責任者は、認定講座についての互換認定を求める場合は、認定に係る申請を臨床栄養師研修委員会に行わなければならない。

2. 大学院履修科目において、認定講座についての履修互換認定を申請することのできる科目は、臨床栄養師研修大学院部会が指定する栄養アセスメント・栄養ケア計画4時間、経腸・静脈栄養法6時間、栄養教育（生活習慣病）4時間、栄養教育（低栄養状態、カウンセリング・コミュニ

ケーション) 6 時間、栄養教育 (栄養教育の基礎) 2 時間、症例検討 19 時間、退院計画・指導 4 時間、在宅栄養ケア・マネジメント 3 時間、集団の栄養評価と計画 4 時間、地域栄養活動 2 時間、給食経営管理 4 時間、経営の基礎 8 時間、の計 66 時間までとする。ただし、症例検討 19 時間のうちの少なくとも 10 時間は、NCM リーダーあるいは臨床栄養師が担当している場合に限り、互換できる時間数とみなされる。

3. 臨床栄養師研修担当責任者は、科目名、担当者、担当者の所属 (NCM リーダー及び臨床栄養師の資格の有無)、履修時間、研修カリキュラムに相当する達成目標等を明記し、認定講座科目の互換時間の申請を行い、臨床栄養師研修委員会が認定講座の時間数の認定を行う。

#### (書類様式・申請)

第 6 条 大学院科目の認定講座履修互換認定申請に必要な書類等の様式については、臨床栄養師認定講座書類様式細則において別に定める。

第 7 条 臨床栄養師の資格・認定申請時には、在学中の大学院生は在学証明書を、在学していない大学院生は履修科目を証明する書類及び履修科目内容を示す書類 (シラバス等) を添付することとする。

#### (費用)

第 8 条 費用については、認定講座については、学会指定科目の 18 時間相当分の費用とし、そのほかは、臨床栄養師資格認定費用等細則の通りとする。

#### 付則

1. この規則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
2. この細則は、平成 28 年 3 月に改定され、平成 19 年 4 月以降の事項について適用する。
3. この細則は、令和 2 年 3 月に改定され、令和 2 年 4 月以降の事項について適用する。